

Title	〔商法六〇六〕取締役選任合意の法的拘束力 (東京地裁令和元年五月一七日判決)
Sub Title	
Author	遠藤, 元一 (Endō, Motokazu) 商法研究会 (Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2020
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.93, No.4 (2020. 4) ,p.111- 131
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20200428-0111">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20200428-0111</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法 六〇六〕 取締役選任合意の法的拘束力

東京地裁令和元年五月一七日判決  
平成二九年(ワ)第一三三三〇号、株主総会において取締  
役選任議案に賛成の意思表示を求める訴え  
金融・商事判例一五六九号三三頁

### 〔判示事項〕

- 一 当該事実関係の下で、取締役選任合意は、会社が新ビルを建築しようという場面において、新ビルに係る権利関係を確認した上で、その建築等を新たな取締役の下で促進すべく締結した契約書の中で、取締役の人選について具体的に定めたものであるから、法的拘束力を有するものと解するのが相当である。
- 二 当該事実関係の下で、新ビルの建築が完了し、その賃貸事業が長期間にわたって行われた後、それぞれの相続人の代に至った段階での本件会社の利益分配をも意識し
- 三 当該事実関係の下で、取締役選任合意は、暫定的に合意したものと解するのも十分に可能である。
- 四 当該事実関係の下で、取締役選任合意について、会社設立の際になされた会社の取締役選任についての合意と異なり、それぞれの相続人の代に至った段階においてもなお、二つの株主グループから少なくとも一名ずつの取締役を選出するべく、株主総会における議決権の行使を

拘束する趣旨であることを裏付けるような有意な事情の変更は認められない。

〔事実の概要等〕

1 貸付ビル（以下「旧ビル」という）を所有し不動産賃貸を業とするAビルディング株式会社（以下「本件会社」という）は、昭和三年に、BとF（Cの祖父）が不動産の共有持分を現物出資し、B・F各々より不動産持分三分の一ずつを譲り受けたDも株主として加わる形で設立された。B、F及びDの三者間では、本件会社を設立した場合は、旧ビル及びその敷地を現物出資とする資本金三〇〇万円の株式会社をFとBが成立したときは、Dは、その支払った代金額の総額に対する割合に応じて、その株式を取得する。B、F及びDが取締役となり、永久に本件会社の繁栄を計ることを互いに承認する旨の合意（以下「設立時の取締役選任に関する合意」という）等を含む合意（以下「設立時合意」という）がなされたが、本件会社の設立後、Dが本件会社の取締役に就任したことはなかった。

昭和二九年三月頃、Dが本件会社を相手方として検査役選任を申立てた際に、同年四月時の本件会社の代表者であるUは、設立時の取締役選任に関する合意は個人間の約束であり、D側は取締役として不適当であると記載した上申

書を裁判所に提出した。また、設立時の不動産持分譲渡公正証書の作成に際してBとFを代理したS弁護士が昭和二八年七月頃に作成した契約締結趣旨書と題する書面には、設立時の取締役選任に関する合意の永久に本件会社の繁栄を図ることを承認するの文言は、B、F及びDが取締役となるとの文言と切り離して読むべきであるとした上で、個人間の契約で会社法上自由公正に行使されるべき議決権の行使を永久に拘束することを意図したのではなく、B、F及びDが相互に取締役になる権利を有し取締役とする義務を負担するのは本件会社の設立の場合のみである旨の記載がある。

2 本件会社において、昭和四五年頃、旧ビルから新ビルへの建て替えを検討することとなり（規模や構造についてB・C間で対立があったが、DはCの方針に賛成したため）、昭和四七年二月二七日、本件会社の株式を實質的に三分の一ずつ保有しているB、C（Fの孫）及びD間で、契約書と題する書面（以下「本件新ビル契約書」という）が取り交わされた（新築するビルを以下「新ビル」という）。同契約書には、次のとおり定められている。

第一条

前回の契約（注・設立時合意）后V（ママ）の状況が

変化したので、本件会社の新ビルは同会社の所有地（省略）と隣接のB及びその関係者の所有地（省略）とを併せ一括して、最も経済的効果で最大のビルを新築する。土地所有者等（関係者を含む）は夫々その土地を上述の目的に使用する事を承諾した。

## 第二条

W株式会社に賃貸してある部分は（省略）に移転させることにし土地所有者は第一条を条件として移転使用を承諾する。

## 第三条

新築ビルの基本設計・配置などは別紙の通りとする。

## 第四条

新築ビルの所有区分は大体次の区分とするが正確な所有免責は第一条の使用土地の比率で定める。（途中省略）尚別館の問題に付いても同様な方法で将来協議解決する。

## 第五条

本件会社分は地上一、二、三階及（び）地階を現在交渉が進行中のZ銀行に、又四階をJ商会に予定する。

## 第六条

新ビルは、直ちに本設計を始め、遅くとも本年五月末には建築許可が下りる様に次条の三名の取締役が業務分

担して促進する。

## 第七条

本件会社は、本年五月末迄に取締役を改選し、B、C、E（Dの代理人）の三名を新取締役に選任する。我々は今后、本件会社の取締役は我々三名（その指名された者を含む）を互選する事に定めた。又取締役は累積投票で選任出来る如将来定款を改正する事を協議する。Eは取締役就任迄部長として勤務す。Dの代理人は日本人に限る。

## 第八条

今回定めなかつた事項は前回の契約（注・設立時合意）を基礎として、その都度、上述の三名の取締役で協議してすすめてゆく。

事案の概要（金判一五六九号三八頁左段落）では、「B、C及びDの代理人であるEを本件会社の新たな取締役に選任する旨、並びに、本件会社の取締役は、その後、B、C及びD（その指名された者を含む）を互選する旨」、すなわち本件新ビル契約書七条一、二文に相当する部分を「本件取締役選任合意」と定義している。

3 昭和四七年四月一日、B、C及び本件会社間で、共同ビル建設に関する基本契約書（以下「ビル建設基本契約

書」という)を取り交わされた。

同書面には、本件会社が、甲、Bほか数名が乙グループ、Cほか数名が丙グループとされ、乙グループと丙グループはそれぞれB、Cが代表するとされた上で、新ビルの所有権割合や建築費の負担割合、新ビルの維持管理費、収益と経費の分担等が定められていた。

4 本件会社は、昭和四七年から同四九年にかけて本件新ビルを建設し、その賃貸等を業としている。また、本件会社では、昭和四一年四月から平成二六年三月末までの間、(Bが属する)Q家と(Cが属する)R家の双方から役員が選出され、両家関係者が受領した役員報酬額は、R家の報酬額/Q家の報酬額は、〇・八五〇一・一二(昭和四一年一月〓昭和五九年三月末まで)、一(昭和五九年四月〓平成一六年三月末まで)、〇・九二〇一・〇九(平成一七年四月〓同二一年三月末まで)、一・三九(平成二一年四月から同二二年三月末まで)、一・八三(平成二二年四月〓同二三年三月末まで)、一・九〇(平成二三年四月〓同二四年三月末まで)、二・一四(平成二四年四月〓同二五年三月末まで)、四・二〇(平成二五年四月〓同二六年三月末まで)であった。また、Dの関係者は、昭和四七年四月から平成五年三月末及び平成九年四月から同二六年三月

末までの間は役員が選出されているものの、その余の期間には選出されず、役員在任中に受領した報酬額はQ家やR家の関係者が受領した役員報酬額を大きく下回っている。

5 本件会社は、昭和五七年一月一日までは発行済株式総数が六万株であったが、同日、株式併合により三〇〇株となり、現在に至る。Bが所有していた本件会社の株式は、Bの子であるXと孫であるYが相続し、それぞれ七一株、二九株を所有している。

本件会社の株式を七九株所有するCは、平成二六年二月八日、長女であるYに信託譲渡し、同三〇年二月一七日、Cは死亡し、Cの妻Gがその株式を相続したが、Yが信託受益者である点が変わらない(注二「第二 事案の概要」(金判一五六九号三八頁)には「信託譲渡を受けた(弁論の全趣旨)」と記載されているが、「議決権信託」と考えられる)。

本件会社の株式一二株を所有するH商会の株主はCとCが株主である有限会社I建物である。H商會が所有する株式のうち一〇〇株はDが設立したJ商會から平成一六年に取得したものである。

6 平成二五年初頭の本件会社の役員構成は、代表取締役がC、代表権を有しない取締役がK(Bの子)、G、L

(Cの子)、M(Dの妻の弟であり、かつてJ商会の総支配人)、監査役がN(Bの妻)とO(Lの子)であるが、Kが平成二五年三月四日に死亡し、同年六月一日、X<sub>1</sub>、Yが本件会社の取締役に選任されたが、X<sub>1</sub>は、平成二六年六月二日、本件会社の臨時株主総会における取締役解任決議により解任された。その後、同決議を無効とする判決が確定し(東京地判平成二六年(ワ)第二二五五六号)、X<sub>1</sub>は取締役に復帰したが、平成二七年五月一日に開催された本件会社の定時株主総会においては取締役に選任されなかった。平成二八年一月二八日時点の本件会社の役員構成は、代表取締役がC、G及びY<sub>1</sub>、代表権を有しない取締役がMとPであり、監査役は、平成二七年一月一九日、監査役会を廃止したことにより、置かれていない。

7 これらを背景として、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>(以下併せて「Xら」ということがある)は、(判決の事件番号から推測される)平成二九年半ば頃、(1)本件取締役選任合意は、共同事業の形式的な主体である本件会社において、役員報酬の形式で実質的な配当を受けるため、各株主が各グループであるR家とQ家の中から少なくとも一名の取締役に選任できるという趣旨の合意として法的拘束力を有し、(2)本件取締役選任合意は純然たる経済的なもので、当事者間の一身専属的

なものではないから、本件取締役選任合意上の地位は、株式を承継したXらに引き継がれるべきである。また、株式と不可分の関係にあると解されるべきであり(当事者の合理的な意思解釈)、相続人が株式を保有している限り、本件取締役選任合意はそれらの者に承継されると解すべきである。(3)本件取締役選任合意は、本件会社の株主全員が当事者で、その内容は三名の株主自身又は株主により指名された者を取締役として選任するという明確なものであるから、意思表示を命じる判決を求めることができる等と主張して、Yは、本件取締役選任合意上のBの地位を承継したX<sub>1</sub>を、本件会社の取締役に選任するよう議決権を行使する義務を負うとして、本件会社が今後開催するX<sub>1</sub>を取締役に選任する議案が提出された株主総会において、同議案に賛成する旨の意思表示をすることを求めて訴えを提起した。本判決は、概要IIのとおり判断して、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>の請求を棄却した(判示の番号や下線等は報告者が適宜付記した)。

#### 〔判決要旨〕

請求棄却(控訴)

1 争点1(本件取締役選任合意は法的拘束力を有するか)

「本件取締役選任合意は、本件会社が新ビルを建築しようという場面において、新ビルに係る権利関係を確認した上で、その建築等を新たな取締役の下で促進すべく締結した契約書の中で、取締役の人選について具体的に定めたものであるから、法的拘束力を有するものと解するのが相当である。仮に……法的拘束力を認めないのであれば、本件会社の取締役の選任が進まず、新ビル建築へ向けた業務が進まないという事態も生じうるものであり、それでは本件契約書を締結し、取締役の人選について具体的に定めた趣旨に反する。以上によれば、本件取締役選任合意は法的拘束力を有すると認められ」る。

## 2 争点2 (本件取締役選任合意の効力)

(1) 本件取締役選任合意の一月半後に締結されたビル建設基本契約書と本件取締役選任合意とは定め方が異なり、「このような本件取締役選任合意の文言に加え、本件ビル契約書には本件会社における利益分配に関する定めはないことや、……本件取締役選任合意は、本件会社が新ビルを建設しようという場面において、新ビルに係る権利関係を確認した上で、新たな取締役の下でその建築等を促進すべく締結した契約書の中に置かれたものであることを併せ考えると、BやCが、新ビルの建築が完了し、その賃貸事業

が長期間にわたって行われた後、それぞれの相続人の代に至った段階での本件会社の利益分配をも意識して、Q家とR家とから少なくとも一名ずつの取締役を選出する趣旨で本件取締役選任合意をしたとは解しがたい。」

(2) ①「むしろ、……本件取締役選任合意においては、『取締役は累積投票で選任出来る如将来定款を改正する事を協議する。』とも定められており、B、C及びDの間では、少数株主が持株数に応じて取締役の人数を確保することについては将来の協議事項とされていたと解される上、本件新ビル契約書八条には『今回定めなかつた事項は前回の契約書を基として、その都度、上述の三名の取締役で協議してすすめてゆく。』とあることに照らすと、本件取締役選任合意は、B、C及びDが暫定的に合意したものと解するの也十分に可能である。」②「現に、……BやCは、『J商会在昭和五五年から平成二年までの六回の株主総会の度に』Mを取締役に選任すべく株主総会で議案を提出しても、排斥し続けていた。……各株主総会の時点で、BやCが、本件取締役選任合意について、各当事者が取締役に選任され得る地位を定めたものとして拘束力を定めたものとして拘束力を有すると考えていたとは俄かには首肯し難い。」③「なお、付言すると、Xは、本件取締役選任合意

において、『取締役は累積投票で選任出来る如将来定款を改正する事を協議する』とあることをもって、本件取締役選任合意が少数派株主の権利を保護する趣旨であるとして、取締役として選任され得る地位が承継される旨主張する(が)、……将来の協議事項とされているのであるから、……Xらが主張するように解することは疑問である上、昭和五年の株主総会においてMが「取締役の選任について累積投票の制度は用いない」と制定する必要はない旨の異議を述べていること……からすると、累積投票が将来の協議事項とされたのは、BやCが、Dの関係者が取締役として選任され続けることを本件取締役選任合意の時点で確定させることが相当でないと考えたことによるとも解し得るのであり、Xらの上記主張は採用できない。」。

本件取締役選任合意は上記合意(注・設立時の取締役選任に関する合意)と同様の位置付けのものと同解するのが相当である。そして、本件取締役選任合意について、上記合意と異なり、それぞれの相続人の代に至った段階においてもなお、Q家とR家とから少なくとも一名ずつの取締役を選出するべく、株主総会における議決権の行使を拘束する趣旨であることを裏付けるような有意な事情の変更は認められない。」②「なお、……少数株主保護の制度である累積投票については将来の協議事項とされており、本件取締役選任合意は暫定的なものに過ぎない可能性があることに照らすと、Xらが主張するような趣旨で本件取締役選任合意をしたとまで解することはできない。」

(4) 「以上によれば、本件取締役選任合意は、①その文言や、②新ビル契約書の他の条項、③設立時の取締役選任についての合意との整合や④その他諸般の事情に照らすと、B、C及びD(その指名された者を含む)がそれぞれ本件会社の取締役に選任されることを暫定的に合意したものと解するのにも十分に可能であり、Xらが主張するように、それぞれの相続人に至った段階における本件会社の利益分配をも意識して、Q家とR家とから少なくとも一名ずつの取締役を選出する趣旨で本件取締役選任合意をしたとまでは



認められない」。

### 3 結 論

「以上によれば、本件取締役選任合意は、法的拘束力こそ認められるものの、暫定的な合意にすぎない可能性が十分認められ、本件取締役選任合意の当事者において、それぞれの相続人の代に至った後も、本件会社の利益分配をも意識して、Q家とR家とから少なくとも一名ずつの取締役を選出する趣旨で本件取締役選任合意をしたとまでは認められないのであるから、争点3（本件取締役選任合意に基づき、意思表示を命じる判決を求めることができるか）及び争点4（争点1ないし3についてXらの主張が認められる場合、本件訴えは当事者適格を欠くものか）並びにその余の当事者の主張について判断するまでもなく、Xらの請求には理由がない。」

### 〔研究〕

結論賛成。ただし、判旨の理論構成には疑問がある。

#### 1 はじめに

本件は、株主間の議決権拘束契約、すなわち、特定の株主（その者が指名した者も含む）を取締役に選任する（その趣旨に沿って議決権を行使する）旨を約束する株主間の

合意（江頭憲治郎『株式会社法 第七版』六二頁、三三九頁（有斐閣、二〇一七）、稲庭恒一「判例にみる株主間契約」『明治大学法学部創立百三十周年記念論文集』六三頁（二〇一一）の効力が争点となった事例判決の一つである。

株主間契約は、会社法の定款では実現できない会社の経営管理体制についての柔軟なアレンジを、定款の外で事実上会社法に縛られずに締結できる利用価値があり（森田果「株主間契約」法協一一八巻三号五五頁（二〇〇一）、その内容は多様である。公開会社では企業結合・企業支配目的で利用される場合が多いが、閉鎖会社では株主間の権限・利害調整の場合に利用されることが多い（例えば、後述2②②判決は会社法一〇八条一項九号所定の取締役選任種類株式を契約で実現した活用事例である）。その中でも、議決権行使に関わる契約は、契約当事者間である株主の利益の確保を保障する契約という重要性のゆえに、議決権拘束契約は株主間契約の典型とされ、株主間契約の中心をなすものである（森田・前掲七六頁、稲庭・六四頁）。

本件は、本件会社（閉鎖会社）の株主であるBCD間の利害調整として、BCDを本件会社の取締役を選任することを約する旨の本件取締役選任合意（議決権拘束契約）の法的拘束力、解釈等が争点となった事案で、本判決は、①

議決権拘束契約の法的有効性を認めつつ、②本件取締役選任合意の文言、契約書の他の条項との関係、設立時合意の設立時における取締役選任合意との整合性、締結の経緯等を検討して、XらY間には、議決権拘束契約である本件取締役選任合意の法的拘束力はないとした。

もつとも、本判決の判旨は必ずしもわかりやすい論旨ではなく、本判決の趣旨・裁判例としての意義を探求する必要がある。

## 2 議決権拘束契約の法的拘束力

(1) 第一に、本件取締役選任合意の法的拘束力の有無(争点1)につき、本判決は、法的拘束力があると判示している。

本件取締役選任合意は、本件会社の株主であるBC及びD間において、議決権を同一方向に行使する目的で締結された議決権拘束契約である。議決権拘束契約は、株主にとって会社からの利益を確保・実現するため、株主の意向を理解し、その意向に沿って会社の業務を決定し、執行する取締役等を選任することを目的として締結されるが、その有効性については、会社法には議決権拘束契約を認める規定も禁止する規定も存在していないため、解釈論に委ねられているが、会社法学では、自己の利益の増大を図る株

主のその時々々の自由意思を出資額に応じて集計することにより会社の発展に繋がる意思決定を行える、という会社法の資本多数決制度がどこまで介入できるか、という限界が不明確であることから、議論される争点の一つとされている(森田果「株主間契約(5)」法協二二一卷九号六頁以下(二〇〇四)、船津浩司「本件判批」法学教室四六九号一三七頁(二〇一九))。

議決権拘束契約は、かつては共益権の人格的性質を根拠に無効とする見解(松田二郎『株式会社の基礎理論—株式関係を中心として』六六四頁以下(岩波書店、一九四二))が有力であったが、共益権はもっぱら会社の利益のために行使すべき一身専属的な人格権であり、処分することも株主個人のために行使することも許されないとの無効説の前提は支持されず、契約の目的・制限の態様などを考慮し、各場面につき会社法の精神又は公序良俗に反することがないか否かにより判断すべきと解する見解が多数説であった(菱田政弘『株主の議決権行使と会社支配』一五三頁以下(酒井書店、一九六〇)、大隅健一郎『今井宏「会社法論中巻」第三版』七九頁(有斐閣、一九九二))。

その後、むしろ共益権も、株主自身の利益のための権利であることは自益権と変わりはなく、それを行使するとそ

の効果が会社全体に及び、他の株主の利益にも影響するため、法政策上の見地から一定の制限が認められる場合が生じるといふ見解が多数説となった(鈴木竹雄・竹内昭夫『会社法』〔第三版〕九六〇九七頁(有斐閣、一九九四)、河本一郎・今井宏『会社法―鑑定と実務』七六頁以下)(有斐閣、一九九九)。

判例も、最判昭和四五年七月一五日民集二四卷七号八〇四頁が、自益権も共益権も「いずれも直接間接社員自身の経済的利益のために与えられ、その利益のために行使しうべきもの」であり、「共益権をもって社員の一身専属的な権利であるとし、譲渡または相続の対象となりえないと解するいわれはない」と判示する等、同旨の理解に立っている。この見解からは、株主が議決権の行使の仕方を他者と合意することを一律に禁じる理由はなく、有効と解することが可能となる。

もっとも、有効と解する見解も、民法上の契約としての債権の効力にとどまり、契約に違反した議決権の行使及びその結果成立した決議も有効であり、契約違反者は、契約違反に基づく債務不履行責任(損害賠償責任)を負うにとどまり、強制履行を論じる場合も強制履行は認められないとされていた。

以上のような理論の発展と並行して、一九七〇年以降にアメリカ法の閉鎖会社を中心に発展した株主間契約の紹介・日本法への導入の主張を契機として、議決権拘束契約を含めた株主間契約の研究が進み、株式の流動性が乏しく、資本多数決原則のもとで少数株主の抑圧が生じやすい閉鎖型の株式会社において、株主間契約が、少数派の権利を確保することによって少数派としての資本参加を促進し、あるいは将来の紛争を未然に防ぐというメリットがあることが明らかにされ、会社法学で認知されるようになってきていた(浜田道代『アメリカ閉鎖会社法』(商事法務、一九七四)は、米国法の詳細な検討を通じて株主間契約の重要性を明らかにし、日本法のもとでその効力を積極的に認める解釈論を展開した)。

このような段階を経て、現在では、学説上は、株主間契約の効力は有効であることについてほぼコンセンサスが得られている(江頭・前掲三三九頁、青竹正一「株主契約」菅原菊志先生古稀記念『現代企業法の理論』二二頁、三七頁、(信山社、一九九八)、森田果「株主間契約(6・完)」法協一二二卷一二号二四頁(二〇〇四)等)。すなわち、議決権拘束契約は、他の株主と統一して議決権を行使することは、株主の自由な議決権行使の一方方法であるが、もと

もと議決権を自由に行使できる株主が自らの意思に基づきその行使の仕方についてあらかじめ他の株主と合意することとも株主の自由に委ねられると解され、その有効性は一般的に認められるとする立場が支配的見解である（江頭・前掲三三九頁、田中亘『会社法「第二版」一八一〜一八二頁（東京大学出版会、二〇一八）。以下「田中・会社法」として引用）。

もつとも、有効説を前提とした場合でも、有効期間（法的拘束力のある期間）について、学説では、詳細な議論はされていない。株主間契約（議決権拘束契約はその典型例）は長期間にわたって継続することを前提とする契約であり、時間の経過とともに契約締結時の状況とは異なる様々な事象が発生することが不可避であり、将来生じうる事情をどこまで予測し、それへの対処を織り込んだ契約をアレンジすることができかねるか拘束内容・有効期間を判断する際に重要な考慮要素になると考えられる（森田・前掲六一頁）。

また、議決権拘束にいかなる法的効力を認めるべきか（拘束内容）に応じて有効期間も影響を受けると考えられる（株主間の債権契約としての有効性に過ぎないことを理由に有効期間の制限を疑問視する見解もある。上田真二

「株主総会及び取締役会における議決権の行使についての合意の効力」阪大法学五二巻五号二七五頁（二〇〇三）。しかし、後述2(2)の幾つかの裁判例が有効期間に一定の制限があることに触れているものの、裁判例の蓄積が乏しいことと相俟って、学説では、債権者の権利を侵害するほどに浪費である等の証明がなされない限り、株主間合意は有効であるとする見解（役員報酬に関する合意。森田章②判批・判時一七七〇号一九五〜一九六頁）、あまりに長期すぎるものは信頼関係破壊に基づく特別解約権等の手段で対応すればよいとする見解（森田果「株主間契約（3）」法協二二一卷一四頁（二〇〇四））、株主間の債権契約としての有効性に過ぎないことを理由に有効期間の制限を疑問視する見解（上田真二「株主総会及び取締役会における議決権の行使についての合意の効力」阪大法学五二巻五号二七五頁（二〇〇三）も同旨）、事情変更による原則による契約の終了のような民法の一般原則による制限はあるとする見解（田中亘「議決権拘束契約についての一考察」特に履行強制の可否に関して」岩原伸作Ⅱ山下友信Ⅱ神田秀樹編集代表『会社・金融・法（上巻）』二二二頁（商事法務、二〇一三）。以下「田中・議決権拘束契約」として引用）等、有効期間に制限を設ける必要がないとする指摘

はあるものの、特段、議論の深化はみられないようである。

現在の学説の関心は、議決権拘束契約の有効性を所与の前提として、意思表示の擬制の形で議決権拘束契約を強制履行することが認められるか、間接強制での仮処分の可否契約に違反した議決権行使を定款違反に準じて株主総会決議の瑕疵の承認等が認められるか等という争点にシフトし、これらを肯定する有力な学説も表われている（大隅<sup>11</sup> 今井・前掲七九<sup>12</sup>八〇頁、森田果「株主間契約」<sup>13</sup>）法協一二一巻一四頁以下（二二〇〇四）、稲庭・前掲六四<sup>14</sup>六五頁、田中・会社法一八二頁、田中・議決権拘束契約二一九頁以下、江頭・前掲三四〇頁注<sup>2</sup>等）。

(2) 議決権拘束契約の法的拘束力が争われた裁判例として、(従業員持株会関連の裁判例を除くと)、①東京地判昭和平成二年五月三〇日判時一七五〇号一六九頁(原審・東京地判平成一年一〇月二二日判時一七五〇号一七二頁)、②名古屋地判平成一九年一月二日金判一三一九号五〇頁があり、議決権拘束契約ではないが参考となる裁判例として、③東京地判平成二五年二月一五日判タ二二二八号一二二頁、④東京地判平成二七年九月七日判時二二八六号一二二頁等がある。

①判決は、会社の経営権をめぐる代表取締役 $Y_1$ と $X$ 外との間で紛争が生じ、双方の間で、原告 $X$ と $Y_1$ の二人を代表取締役に出す旨の裁判外の和解をして紛争を解決し、その後改選ごとに $X$ ・ $Y_1$ らは取締役役に選任されてきたが、約一五年後の改選時に取締役役に選任されなかった $X$ が、 $Y$ は株主ないし取締役として行動すべき法的義務があると主張したのに対し、裁判所は、和解に関しては何らの書面も作成されなかったことを適示し、 $X$ を取締役に選出するべく行動するといっても、「これはせいぜい、紳士協定といわれるものではないかと思われるし、かりに契約上の厳格な義務を定めたものであるにしても」その後一五年も後に、おいて右約束に法的拘束力を認めることは相当ではない、また、 $XY$ を「代表取締役に出す」というのは、当時生じていた紛争をその時点において解決するための方策であって、暫定的な義務を定めたにすぎないとみるのが相当である。かりに、当事者間で将来に及ぶものと約束したとすれば、法が「取締役の任期につき二年を超えることができないと定めている商法の趣旨に反するから、約束自体の効力が問題とされなければならない」とした。

②判決は、ともに会社の代表者である $XY$ が、取締役会及び株主総会における取締役の選出等に係る議決権の行使

等について書面で合意し、同合意に従っていたが、その後XYの仲が円満を欠くようになり、合意に遵守した取扱いがされなくなつたため、XがYの合意違反を主張したのに対し、原審は、商法は、法人としての株式会社の有と経営の分離を前提として、会社の経営の効率性と健全性を確保するために、機関の役割を専権事項として法定しており、このような株式会社の根幹にかかわる制度を無視して私人とは別人格の独立した存在である会社を私物化するX、Yの合意は、会社法制度を否定するに等しく、法的な意味における拘束力を認めることはできないと判示したが、控訴審は、「本来、株主がどのように議決権を行使するかは株主の自由であり、商法上、株主総会は株式数の多数によって決議される機関とされており、したがって、会社は多数の株式を有する株主によって支配されるものであることに鑑みると、株主が多数の賛成を得るために他の株主に働きかけて右のような合意をすることは、何らこれを不当視するべきものではなく、これが商法の精神にもとるものともいえない」として、合意の有効性を認めたが、「約一八年間の長きにわたつて議決権の行使に過度の制限を加えるもので、その有効性には疑問があり、相当の期間経過後は当事者は拘束されないとした上で、その相当期間は長くて

も一〇年を経過した時点だとする。

③判決は、合併会社の株主であるXY（両社あわせて合併会社の発行済株式の約九四・二%を保有）が締結していた株主間契約には、契約当事者は他方当事者の書面による事前の承認なしには、合併会社株式を他に譲渡してはならないとの条項の定め（以下「本件条項」という）があつた。Yは合併会社の株主総会で同社を完全子会社とする株式交換契約の承認決議に賛成しようとしていたところ、Xは、「株式譲渡」には株式交換により合併会社が完全子会社となり株式が移転する場合も含まれるとして、株式交換を承認する株主総会の決議で、Xの事前の承認なしに賛成の議決権行使をすることは株主間契約の本件条項に反するとして差止の仮処分を求めた事案で、裁判所は、XY（一部上場企業）が「株式譲渡」を商法・会社法の用語とは異なる意味で用いたとは考え難いこと、及び本件条項によつては、株式の移転を伴わない方法で、当事者の一方にとつて都合な者が株主になるという事態はいずれにせよ阻止することはできないこと等を理由にして、本件条項は、X主張のような議決権拘束契約の趣旨を含んでいると解することはできないとしたが、これは議決権拘束契約が有効であることを前提として判断をしたものと考えられる。

④判決は、X<sub>1</sub>(事業会社)の主要株主であるX<sub>2</sub>とX<sub>3</sub>と同事業を目的とし、発行済株式の三四%を譲受けた資本提携先Yとの間で締結した運営について株主間契約に定められた「X<sub>2</sub>ら及びYは、協力して、X<sub>1</sub>が可及的速やかにその株式を公開できるよう支援する。」という規定及び覚書に記載された「Y、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>は、適切な時期でのX<sub>1</sub>の株式公開及びその継続のために、Yは、X<sub>1</sub>のYに対する新株予約権発行に伴う以下の諸項目等について、全面的な協力を確約する。」「Yは、法令、取引所が要求する以下の項目について、X<sub>1</sub>の公開基準を満たすことを確約する。」との文言に法的拘束力が認められ、YがX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>に対して上場協力義務を負っているといえるかが争点となった。裁判所は、株主間契約及び覚書の内容面に着目し、文言が抽象的であり、Yの具体的な義務内容や上場する証券取引所、上場時期が特定されていないことなどを指摘した上で、株主間契約の目的について検討し、株主間契約の締結経緯に関する事実認定を踏まえ、その目的は、被告が信用状態の悪化していたX<sub>1</sub>を支援し、同社の株式を取得することによって事業上の協力関係を築いていくという点にあり、X<sub>1</sub>の株式を上場させることが主たる目的であったとは認められないこと、さらに、仮に株主間契約に法的拘束力があったとした場合

には、同契約の他の規定と矛盾した事態が生じることになるが、そのような場合にまでYに法的拘束力のある上場協力義務を負わせるという意思を契約締結時点で当事者が有していたとは認められない等として、法的拘束力を否定した。

⑤判決は、X社は完全子会社としてY社を設立した上で、Z社がY社の発行済株式総数の三分の二を保有すること、Y社の解散時における残余財産については、現預金その他の金融資産全てをZ社が、金融資産以外の全ての財産をX社がそれぞれ配分を受けること等を内容とする基本合意を締結し、Z社は本件基本合意に基づき出資を行った。その後Y社は事業遂行が不可能になったとして解散する旨を決議し、保有資産である金融資産(金融資産以外の資産はなかった)を解散決議における株主であるA・Z社に分配したところ、残余財産の分配を受けられなかったX社は、定款における属人的定めをおく場合を除き、会社法五〇四条三項の定めと異なる残余財産の分配は許されないとして持株比率に応じた残余財産の分配を主張したことに對し、裁判所は、「本件基本合意……は、残余財産の分配を受ける権利に関する事項について株主ごとに異なる取扱いを行うものであるから、定款で定めることが必要であるが、その

趣旨は、……特殊決議によることとして、特に少数派株主の利益保護を図ろうとしたものと解される。そうすると、残余財産の分配に関する属人的な定めについて、定款変更という形式がとられなくても、全株主が同意している場合などには、定款変更のための特殊決議があったものと同視することができるし、他に権利を害される株主がいらないのであるから、会社法一〇九条二項の趣旨に反するところはなく、有効であると解すべきである。」とした。これは、定款を経ない残余財産の分配に関する株主間契約の効力を認めたものといえる。

裁判例の数は少ないものの、①～⑤の裁判例から得られる知見は次のとおり整理することができる。

第一に、法的拘束力を肯定する論拠として、(a)「株主がどのように議決権を行使するかは株主の自由」(②判決)、(b)「全株主が同意している場合などには、定款変更のための特殊決議があったものと同視」でき(⑤判決)、(c)「他に権利を害される株主がいなし」(⑤判決)等が掲げられる。他方、法的拘束力を否定する論拠として、(d)書面化されていない(①判決)、(e)取締役の選任は株主総会の専権事項(①判決)、機関の役割を専権事項として法定(②判決)、取締役の任期を二年を超えることができないと定め

ている(①判決)等の商法(現・会社法)の趣旨、(f)文言の抽象性・具体的な義務内容等が特定されていない(②・④判決)、(g)議決権の行使に過度の制限を加えることがない(②判決)の期間を経過した後は拘束力がない(②判決)、(h)法的拘束力を認めると他の規定と矛盾する(④判決)等が掲げられている。

第二に、裁判例は、一般的・抽象的な法的拘束力の有無を論じるのではなく、個々の具体的な条項の法的拘束力の有無を検討するとの判断枠組みを採用していると考えられる(白石正和④判批・商事法務二一一四号五五頁(二〇一七)参照)。

(3) 本判決は、本件取締役選任合意に係る契約書の文言、新ビル契約書の他の条項等を考慮しながら拘束力の有無を判断している部分(2(争点2))は、これまでの裁判例の判断枠組みを踏襲していると捉えることができるが、その一方で、法的拘束力を認めないと、取締役の選任が進まず、新ビル建築へ向けた業務が進まず、本件契約書を締結し、取締役の人選について具体的に定めた趣旨に反するとの理由で法的拘束力を認める部分(1(争点1))は、抽象的に本件取締役選任合意の法的拘束力の有無を判断・肯定していると捉えることもできる。そこで、両者をどのよ



うに整合的に理解し、本判決をどのように理解すべきかを検討する必要がある。

この点、本件新ビル契約書を締結した後、本件会社の取締役に B C D が選出され、昭和四七年に新ビル建設に着手した時点（あるいは遅くとも新ビルが完成した昭和四九年の時点）で、本件取締役選任合意は「既に履行され、過去のこと」になっている。この点に着目すると、1（争点 1）の判旨は、法律論としては事案の解決に必要な蛇足である（舩津・前掲一三七頁）ということになる。

ただ、本件における X らの主張は、本件取締役選任合意は、共同事業の形式的な主体である本件会社において、役員報酬の形式で実質的な配当を受けるため、各株主が各グループである Q 家と R 家の中から少なくとも一名の取締役を選任できる、訴訟提起時でも法的拘束力を有する合意として再構築されているため、本判決は、再構築された法的主張に対する判断を、本件取締役選任合意の趣旨・効力という 2（争点 2）の中で実質判断をする前提ないし先決問題として、争点 1 では必要最小限の理由付けをした上で、本件取締役選任合意の法的拘束力を認めたのではないかと推測される。このように捉えることができるのであれば、事案の解決に必要な蛇足とまで評価する必要はないの

ではなからうか。

### 3 本件取締役選任合意の趣旨及び効力

(1) 第二に、本件取締役選任合意の効力が本件において X らと Y との間でも法的拘束力がある合意として効力が及ぶかという点（争点 2）について、本判決は、「本件取締役選任合意は、①その文言や、②新ビル契約書の他の条項、③設立時の取締役選任についての合意との整合や④その他諸般の事情に照らすと、B、C 及び D（その指名された者を含む）がそれぞれ本件会社の取締役に選任されることを暫定的に合意したものと解するのにも十分に可能であり、X らが主張するように、それぞれの相続人に至った段階における本件会社の利益分配をも意識して、Q 家と R 家とから少なくとも一名ずつの取締役を選出する趣旨で本件取締役選任合意をしたとまでは認められない」と判示し（II 2 (4)、本件取締役選任合意は、X らと Y との間に効力が及ばないとの結論を採った。

2 (4) は、争点 2 に係る X らの主張である、①本件取締役選任合意は、共同事業の形式的な主体である本件会社において、役員報酬の形式で実質的な配当を受けるため、各株主が各グループである Q 家と R 家の中から少なくとも一名の取締役を選任できるという趣旨の合意として法的拘束力

を有する（争点1の主張の繰返し）、②本件取締役選任合意は純然たる経済的なもので、当事者間の一身専属的なものではないから、本件取締役選任合意上の地位は、株式を承継したXらに引き継がれるべきであり、また、株式と不可分の関係にあると解されるべきであるから（当事者の合理的な意思解釈）、相続人が株式を保有している限り、本件取締役選任合意上の地位もそれらの者に承継されると解すべきとの主張のうち、①に関するXらの主張を排斥すると判断したものである（②については判断していない）が、その理由付けは、本件取締役選任合意がB、C及びD間の暫定的合意であるとする部分と、Q家、R家から少なくとも一名ずつの取締役を選任する趣旨ではないとする部分との、異なる論理構成が混在している（2(1)～2(3)も同じ構造になっている）ため、わかりにくくなっている。以下では本判決の論理構成を分析する。

(2) 第一に、2(1)～(4)は、①一つは、合意当事者であるB、C及びDにおいて、それぞれ（Dについてはその指名された者を含む）を本件会社の取締役として選任するとの本件取締役選任合意は、合意当事者間においてもその効力は暫定的であるとする論理構成（2(1)～(4)で「」の傍線を付記した部分。以下「暫定効力構成」という）と、②

もう一つは、本件取締役選任合意は、合意の当事者であるB、C及びDではなく、その相続人（XらはBの、YはCの各相続人）の間でも法的拘束力があるかという観点から本件取締役選任合意は、合意当事者（B、C及びD）を離れて、相続人らの代に至った段階で、Bが所属するQ家とCが所属するR家のそれぞれの相続人間においても、本件会社の利益分配をも意識して、Q家とR家とから少なくとも一名ずつの取締役を選出する趣旨を含む合意であり、各々の相続人間においても法的拘束力が及ぶと解することはできるかとの論理構成（2(1)～(4)で「」の傍線を付記した部分。以下「合意の適用範囲構成」という）との二つの論理構成が並列して書かれている。

2(4)は、2(1)～(3)のまとめに相当する部分であり、2(4)の「①その文言や、②新ビル契約書の他の条項、③設立時の取締役選任についての合意との整合や④その他諸般の事情」と2(1)～(3)との対応関係は、「①その文言（注・本件取締役選任合意の文言を指すと思われる）」は、2(1)と、「③設立時の取締役選任についての合意との整合」は、2(3)①とそれぞれ対応する関係にあることは比較的明白であり、「②新ビル契約書の他の条項」は、2(2)①、③及び2(3)②が対応する関係に、また、「④その他諸般の事情」は、

2 (2) ②が対応する関係にあるように考えられる。そして、2 (2) ①、③、2 (3) ①、② (「……暫定的なものに過ぎない可能性があること」までの部分) が「暫定効力構成」に関連した理由付け、2 (1)、2 (3) ①が「合意の適用範囲構成」に関連した理由付けであると整理される。

「暫定効力構成」は、合意当事者である B、C 及び D 間でも、本件取締役選任合意の有効性は一定の期間に制限され、長期に法的拘束力を認めるべきではないのではないかという観点から法的拘束力の有無を論じる法的構成ないし法的視点である。「暫定効力構成」は、「暫定的効力」という文言を用いて契約締結から一五年後に契約の拘束力を認めることはできないとした 2 (2) ①判決や、議決権の行使に過度の制限を加える長期間の拘束は有効性に疑義があり、長くても一〇年の相当期間を経過すると効力がないとした同②判決(控訴審)が念頭にあるのだろう。

これに対し、「合意の適用範囲構成」は、本件取締役選任合意が B、C 及び D の間だけではなく、その相続人らの代になってもその相続人らをも拘束するものとしての法的拘束力が認められるかという観点から法的拘束力の有無を論じる法的構成ないし法的視点である。

この二つの論理構成は、特定の限られた場面では論理的

に両立が可能である(ある具体的条項の暫定的効力が存続している間に、株主間契約の当事者外の者に適用されるか否かが争点となる場合は考えられる)が、本来は、異なる局面・次元あるいは時間軸で論じられるべきものと考えられる。それにもかかわらず、本判決は、この二つの論理構成を漫然と並列・混在して採用している上に、「暫定効力構成」を根拠として「合意の適用範囲構成」を否定しているように読める箇所(2 (3) ②、2 (4) )があることも本判決の理解を困難にしている要因である(学説も、弥永真生「本件判批」ジュリスト一五三五号二頁(二〇一九)は「暫定効力構成」が、船津・前掲一三七頁は「合意の適用範囲構成」が決め手と理解しているようである)。

(3) では、本判決は、本件事案に即して「暫定効力構成」を実質的に検討しているかという点と、2 (1) (4) で「」の傍線を付記した箇所は、「暫定効力構成」の表現ではあるものの、本件取締役選任合意の有効期間(あるいは何時以降は効力がないか)について明らかな判断を示していない。

X、Y は、本件取締役選任合意の当事者ではなく、B C D 間における本件会社における取締役の選出等に関する利害調整に関する合意は、自然人である B C D が死亡した場

合、相続人に相続されないことは当然の事理である。また、議決権拘束契約を含む株主間契約は、民法上の契約としての性質上、相対的効力が認められるにとどまる。つまり、原則として、契約当事者のみに対して効力を有し、契約当事者でない第三者に対しては効力を有しない(田中・会社法二四頁)ことも公知の法理である。さらに、本件取締役選任合意は、昭和四七年二月時点の本件会社の三名の株主(B、C、D)が、本件会社の賃貸事業の対象である旧ビルを新ビルに建て替える際に、締結した本件新ビル契約書の一つの条項として定められた条項であり、契約当事者である株主が死亡して株式を含めて相続が発生し、DはJ商會に所有名義を変更した上、平成一六年にCとCが支配するI建物が株主であるH商會に譲渡する等して所有者が変更され、所有構造が変化し、XらとYとの信認関係の悪化、会社の存続の基盤にかかわる法律の旧商法から会社法への変化、監査役会の廃止等の機関設計の変更等を経ている。このような状況の変化を経た平成二九年あるいは令和元年の時点で、法的効力を有するとは到底考えられないとの結論におそらく異論はないであろう。

これらの事情から、本件では、本件取締役選任合意が法的拘束力を有する期間を具体的に認定しなければならぬ

切迫した必要性がないため、本判決は、「暫定効力構成」らしい文言を示したものの、法的拘束力を有する相当期間を検討していないと考えられる。

なお、2(2)②(B、Cが昭和五五年から平成二年までの間、Dの指定するMを取締役に選任する議案を株主総會に提出してもそれを排斥し続けたこと)は、「一種の禁反言を適用したとみる余地」(弥永・前掲三頁)というよりも、本件取締役選任合意の法的拘束力を、B、Cともに認めていなかったという意味で、昭和五五年以降、BCD間でも本件取締役選任合意が互いに拘束力がないことを裏付ける重要な事情であり、「暫定効力構成」の文脈で捉えられるべきである。

(4) 他方、本判決は「合意の適用範囲構成」を実質的に検討しているのか。

2(1)(2)の争点に係るXら代理人の主張の狙いは、Dの関係者は、本件会社の役員に選出されている(選出されていない期間もある)ものの、役員在任中に受領した報酬額は、Q家やR家の関係者が受領した役員報酬額を大きく下回っていたこと(事実の概要等4)に着眼し、本件取締役選任合意は、Q家とR家の二グループ間の合意であること、また、取締役選任という形で、選任された取締役に対する役

員報酬を支払う形で、株主への実質的な配当を行う株主間契約を再構築するものと捉えることもできよう。

このような再構築により、BCDという個人ではなくB、C及びそれらの相続人が属する家族を合意当事者とすることが可能となり（Bの子・孫であるXはQ家に属する）、平成二九年時点でも法的拘束力を有するとの主張が可能となるのである。

これを「技巧的な」論理構成と評価するか、あるいは「アクロバティック」な論理構成と評価するか、評価が分かれるところである。

しかし、「我々は今后、本件会社の取締役は我々三名（その指名された者を含む）を互選する事に定めた。」という本件取締役選任合意の文言を、Xらが主張するような、各株主が各グループであるQ家とR家の中から少なくとも一名の取締役を選任できるという趣旨の合意と解釈できるかを検討すると次のとおりである。

まず、①本件取締役選任合意の文言は、株主であるBCD間における三人の自然人の合意にすぎず、昭和五五年には、Dの意向を受けた者が取締役に選任されない事態になっていたことから、BCD間でも拘束力が疑わしい状況になっていたことに加え、BCDの三者間の合意をQ家と

R家の二家族の合意として再構成することは極めて難しい。また、②閉鎖会社における株主間契約を民法上の組合契約

に類似する契約と捉え（企業が他の企業と経営資源を提供し合い、共同で事業を営む手法であるジョイント・ベンチャー等の合弁事業は実務上、株主間契約が用いられる典例の一つ）、ジョイント・ベンチャーである共同企業体の法的性質を民法上の組合と捉える判例（最判平成一〇年四月一四日民集五二巻三号八一三頁）に倣って、本件新ビル契約書の法的性質を民法上の組合と捉えることができるとしても、組合員が死亡した場合は、当該組合員は組合から脱退する（民法六七九条一号）から、Bの死亡時期は不明であるが、Cより先に死亡しているとすれば、DがJ商會に平成一六年に全株式を譲渡した時点で、（本件取締役選任合意は株式の譲渡に伴い移転することを認めない限り）、組合員はC一人となり、組合の解散事由に該当するというのが通説であるから（中田裕康『契約法』五八四頁（有斐閣、二〇一七））、平成一六年時点で組合は実質的に解散の状態となり、平成三〇年にCも死亡した時点で組合は存続できないとの結論となる。③本件新ビル契約の一ヶ月余経過した時点で、B、C及び本件会社間ではビル建設基本契約書を締結し、Bを中心とした乙グループとCを中

心としたグループ間で、新ビルの所有権割合・建築費の負担割合、新ビルの維持管理費、収益と経費の分担等を取決めしており、Q家とR家の二家族で少なくとも一名の取締役を選任する合意をしようと思えばそのような契約によるアレンジメントを行うことができたにもかかわらず、そのような契約によるアレンジメントを行っていない。④Cは平成二六年一月二日、自己の株式につき、受託者をYとする議決権信託契約を締結し、C保有の株式の所有権をYに移転し、Cは議決権拘束契約の場合と同様な趣旨の信託の目的に沿って、株主総会ごとに議決権を行使することが行われている。つまり、C・Y側では、Cの存命中から、BCD間の本件取締役選任合意とは相容れない、議決権信託 (voting trust) の活用を開始している等の諸事情を勘案すれば、平成二九年時点で本件取締役選任合意を各株主が各グループであるQ家とR家の中から少なくとも一名の取締役を選任できるという趣旨の合意であると解釈することは、合理的な解釈の域を超え困難であり、もともと無理筋な論理構成だったのではなからうか。

このように考えると、「合意の適用範囲構成」は議決権拘束契約の拘束力を判断するため、裁判所が積極的に援用したというよりも、Xら代理人らによる、いわば無理筋の

論理構成を排除するために、消極的に用いた表現にすぎないともみるべきではないか。

もちろん、本件取締役選任合意が真にXら代理人が主張するような趣旨を含むと解釈できるような事案であれば、Ⅲ2(1)で述べた会社法学の分析枠組みを活用して(船津・前掲一三七頁)、株主間契約あるいは議決権拘束契約に関する学説の進展に寄与する可能性があったのかも知れない。しかしながら、本件は、「合意の適用範囲構成」を使って、BCD間における本件取締役選任合意をQ家とR家における取締役選任合意に拡張することが実質的にふさわしいとはいえず、法技術的にも困難な事案であり、かといって「暫定効力構成」を真剣に検討した適用事例と捉えることも適当とはいえない。

以上をあわせると、本判決は、株主間契約の有効期間(拘束期間)の限界を検討した事例判断を付け加える事例判決として有意なものとはいえず(三浦康平「本件判批」新・判例解説 Watch ◆商法 No. 123・四頁(二〇一九)も同旨)、その法的意義は乏しいといわざるを得ない。